

栃木県ケアラー支援条例の概要

制定の背景

令和5(2023)年4月1日施行

ケアラーに対する社会的認知度や支援策は十分とは言いがたく、ケアラー支援は大きな社会課題となっている。特に、18歳未満のヤングケアラーについては、日常的なケアの負担により学業や心身の発達にも影響を及ぼす場合もあるなど、様々な懸念が指摘されている。

このようなケアラーの現状を理解し、社会全体でケアラーを支えていく必要があることから、この条例を制定する。

第1条～第9条

【目的（第1条）】

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者、関係機関、支援団体の役割を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【定義（第2条）】

- ケアラー： 高齢、障害、疾病等の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
- ヤングケアラー： ケアラーのうち18歳未満の者

【基本理念（第3条）】

- 全てのケアラーを個人として尊重し、社会全体で支える旨を規定
- ヤングケアラーへの支援については、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されるよう行わねばならぬ旨を規定

【県の責務（第4条）】

- 施策の総合的な策定及び実施
- 市町村、県民、事業者、関係機関、支援団体等との連携
- 関連分野の施策との有機的な連携への配慮

【市町村との連携（第5条）】

- 県は、市町村と連携及び協力を図ること、及び市町村に対しケアラーの状況の把握、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずる旨を規定

【県民の役割（第6条）】

- ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解
- 県・市町村の施策への協力

【事業者の役割（第7条）】

- 県・市町村の施策への協力
- 従業員への配慮等

【関係機関の役割（第8条）】

- 県・市町村の施策への協力
- ケアラーへの支援の必要性の把握

【支援団体の役割（第9条）】

- 適切かつ効果的なケアラー支援
- 県・市町村の施策への協力

第10条～第17条

【基本計画（第10条）】

- 知事は施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定

【普及啓発（第11条）】、【人材の育成及び確保（第12条）】

【教育に関する業務を行う関係機関への助言等（第13条）】、【ケアラーの早期発見等（第14条）】

【事業者等が行う活動への支援（第15条）】、【推進体制の整備（第16条）】、【財政上の措置（第17条）】

附 則

○令和5(2023)年4月1日から施行